

令和8年7月8日

質問書に対する回答書

このたび、提出されました質問書について、下記のとおり回答いたします。

項目	(応募書類又は資料名・ページ・項目) 「横浜市消費生活総合センター指定管理者 業務の基準」 3 ページ 1 (2) 消費生活に関する相談及び苦情の処理等に関する業務
質問内容	事業に関する業務の基準 1 (2) ケ 「PIO-NET に係るセキュリティは横浜市情報セキュリティポリシー等、各種規程に則り規定を定め、必要に応じて専門の業者に委託する等、適切な運用に努める。」 質問 現在、新 PIO-NET に係るセキュリティは横浜市が業者委託して定めていますが、業務の基準で求めているセキュリティの内容・水準等を具体的にご教示ください。
回答	行政フォーラムに掲載されている 2024 年 6 月消費者庁「新システムの端末・回線に関する推奨要件について」及び横浜市情報セキュリティポリシー各種規程に準拠してください。 具体的なセキュリティの内容・水準としては、以下のような対策を講じることを想定しています。 ・通信制御及び不正アクセス対策 ・ウイルス対策、マルウェア対策 ・脆弱性管理 ・インシデント発生時の対応体制の整備 ・バックアップ等による復旧対策 これらの具体的な対策内容については、上記資料をご参照ください。 下記 URL に掲載されている以外の横浜市情報セキュリティポリシー各種規程については、指定管理者の指定後に提供いたします。 (横浜市情報セキュリティポリシー：URL) https://www.city.yokohama.lg.jp/city-info/gyosei-kansa/yokohamadx/kitei/security-policy.html

(事務局)

横浜市経済局消費経済課

電 話：045－671－2584

E-mail: ke-syohikeizai@city.yokohama.lg.jp